

【 健康保険限度額適用認定証の手続きについて 】

窓口でのお支払いが高額になった場合は、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。限度額適用認定証をご利用になると、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、高額療養費(払い戻し)の申請が不要になります。

- ※ 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。
- ※ 保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担額等は対象外となります。
- ※ 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

◎ 入院時、保険証と併せて

限度額適用認定証 を窓口へ提示してください。

★ 限度額適用認定証の発行までの流れ

「限度額適用認定証」をご利用いただくには、必ず申請が必要です。

保険証に記載されている 区役所、各市町村役場、全国健康保険協会(協会けんぽ)都道府県支部、健康保険組合にて、申請の手続きを行うことができます。

なお、認定証の送付には、1週間程度かかることがありますので、早めの手続きをお願いいたします

① 限度額適用認定申請書を記入し、保険証の写しを添付して健康保険組合へ郵送する。

※ 基本的には郵送での申請となりますが、区役所、健康保険組合等の窓口での直接の申請や、勤務先を通して申請を行う場合もあります。

② 「限度額適用認定証」が交付されます。

(自宅又は、職場や入院医療機関等、送付先の指定も可能です。)

③ 保険証と併せて限度額適用認定証を病院窓口へ提示する。

適用区分	負担割合	1か月の医療費自己負担限度額	食事負担
(ア)	3割	252,600円+((総医療費-842,000円)×0.01)	1,380円 (1食460円)
(イ)		167,400円+((総医療費-558,000円)×0.01)	
(ウ)		80,100円+((総医療費-267,000円)×0.01)	
(エ)		57,600円	
(オ)		35,400円	630円 (1食 210円)

【 70～74歳の患者様へ 】

平成30年8月より、高額療養費の自己負担限度額が変わります。

医療機関窓口で限度額の適用を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または、「限度額適用認定証」が必要となります。

区役所、または各市町村役場、全国健康保険協会(協会けんぽ)各都道府県支部、健康保険組合にて、申請の手続きを行うことができます。

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付対象

- ・「**区分Ⅱ**」に該当する方
世帯全員が非課税の世帯。
- ・「**区分Ⅰ**」に該当する方
世帯全員が住民税非課税であり、かつ、公的年金等控除を80万円として計算した場合の世帯全員の所得が0円の世帯。

◎「限度額適用認定証」の交付対象

- ・「**現役Ⅱ**」に該当する方
住民税の課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方。
- ・「**現役Ⅰ**」に該当する方
住民税の課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方。

区分Ⅱ ・ 区分Ⅰ をお持ちの方

または、**現役並みⅡ ・ 現役並みⅠ** をお持ちの方は

入院時、保険証と併せて、限度額適用認定証を窓口へ提示してください。

区分		1か月の医療費自己負担限度額	食事負担
3割負担	現役並み所得者	現役Ⅲ	1,380円 (1食 460円)
		現役Ⅱ	
		現役Ⅰ	
(2割1割負担)	一般	57,600円	630円 (1食 210円)
	区分Ⅱ	24,600円	
	区分Ⅰ	15,000円	

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」または、「限度額適用認定証」が、適用対象になるかの確認等は、区役所、または各市町村役場にて、お問い合わせください。

【 75歳以上の患者様へ 】

平成30年8月より、高額療養費の自己負担限度額が変わります。

医療機関窓口で限度額の適用を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または、「限度額適用認定証」が必要となります。

区役所、または各市町村役場にて、申請手続きを行うことができます。

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付対象

- ・「**区分Ⅱ**」に該当する方
世帯全員が非課税の世帯。
- ・「**区分Ⅰ**」に該当する方
世帯全員が住民税非課税であり、かつ、公的年金等控除を80万円として計算した場合の世帯全員の所得が0円の世帯。

◎「限度額適用認定証」の交付対象

- ・「**現役Ⅱ**」に該当する方
住民税の課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方。
- ・「**現役Ⅰ**」に該当する方
住民税の課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方。

区分Ⅱ ・ 区分Ⅰ をお持ちの方は

または、**現役並みⅡ ・ 現役並みⅠ** をお持ちの方は

入院時、保険証と併せて、限度額適用認定証を窓口へ提示してください。

区分		1か月の医療費自己負担限度額		食事負担
3割負担	現役並み所得者	現役Ⅲ	$252,600円 + ((総医療費 - 842,000円) \times 0.01)$	1,380円 (1食 460円)
		現役Ⅱ	$167,400円 + ((総医療費 - 558,000円) \times 0.01)$	
		現役Ⅰ	$80,100円 + ((総医療費 - 267,000円) \times 0.01)$	
1割負担	一般		57,600円	630円 (1食 210円)
	区分Ⅱ		24,600円	
	区分Ⅰ		15,000円	

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」または、「限度額適用認定証」が、適用対象になるかの確認等は、区役所、または各市町村役場にて、お問い合わせください。